

(毎月算定される加算)

◆特定施設生活介護基本報酬(単位/1日当り)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
183	313	542	609	679	744	813

基本報酬の単位です。

◆夜間看護体制加算(Ⅱ) 【9単位/1日当り】 ※要介護者のみ算定  
看護師が夜間にオンコールでの連絡体制を取り、夜間緊急時の連携体制をとっている加算です。

◆介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 【加算率:8.20%】  
1ヵ月あたりの総単位数に介護職員処遇改善加算の率を掛けます。  
介護職員の処遇を改善する為に算定される加算です。

◆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 【加算率:1.20%】  
1ヵ月あたりの総単位数に介護職員等特定処遇改善加算の率を掛けます。  
介護職員等の処遇を改善する為に算定される加算です。

◆介護職等ベースアップ等支援加算 【加算率:1.50%】  
1ヵ月あたりの総単位数に介護職員等特定処遇改善加算の率を掛けます。  
介護職員等の処遇を改善する為に算定される加算です。

◆科学的介護推進体制加算 【40単位/月】  
厚生労働省に対し、入居者様の定められた情報を提供した際に算定される加算です。

◆個別機能訓練加算(Ⅰ) 【12単位/1日当り】  
機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に算定される加算です。

◆生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 【10単位/月】  
介護現場において、介護ロボットやICT等のテクノロジー活用に対する加算です。

◆サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 【6単位/1日当り】  
以下のいずれかに該当  
①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上

◆協力医療機関連携加算 【100単位/1ヵ月当り】  
協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。「入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している」「高齢者施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している」場合に100単位、それ以外の場合は40単位

(都度対象時に算定される加算)

◆退院・退所時連携加算 【30単位/1日当り】 ※入居から30日以内に限る ※要介護者のみ算定  
医療機関、老人福祉施設等から入居した場合に算定される加算です。  
(入居後、30日を超える入院・入所後に再び入居した場合も同様)

◆退居時情報提供加算 【250単位/1回】 (入院時医療機関への情報提供時に算定)

◆高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 【5単位/月】  
施設内で感染者が発生した場合に医療機関と連携し、施設内で感染者の療養を行うことや他の入所者への感染拡大防止対策時に算定される加算

◆新興感染症等施設療養費 【240単位/1日当り】 (月に1回、連続する5日を限度に算定)  
施設内で感染した入居者の療養を行った場合に算定。対象の感染症は今後のパンデミック発生時に指定される。

◆看取り介護加算(Ⅰ)(単位/1日当り) ※要介護が対象

死亡日45日前-31日前	死亡日30日前-4日前	死亡日前日・前々日	死亡日
72	144	680	1280

実際に対象となった際に算定される加算です。

★介護保険自己負担額について  
介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

★2024.4.1介護報酬改定に伴う自己負担額の目安(上記毎月算定される加算項目を算定した場合)

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2
1割負担	¥ 7,347	¥ 11,788	¥ 19,613	¥ 21,902
2割負担	¥ 14,694	¥ 23,576	¥ 39,226	¥ 43,804
3割負担	¥ 22,041	¥ 35,364	¥ 58,839	¥ 65,706
介護度	要介護3	要介護4	要介護5	
1割負担	¥ 24,294	¥ 26,515	¥ 28,872	介護保険自己負担額の負担割合別、介護度別の自己負担額を30日計算したものです。あくまで金額は目安となっております。
2割負担	¥ 48,588	¥ 53,030	¥ 57,744	
3割負担	¥ 72,882	¥ 79,545	¥ 86,616	

■特定施設における介護報酬一覧表■ (2024.6.1適用)

※1単位=10.27円  
(7級地から6級地に変更)

(毎月算定される加算)

◆特定施設生活介護基本報酬 (単位/1日当り)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
183	313	542	609	679	744	813

基本報酬の単位です。

◆夜間看護体制加算 (Ⅱ) 【9単位/1日当り】 ※要介護者のみ算定  
看護師が夜間にオンコールでの連絡体制を取り、夜間緊急時の連携体制をとっている加算です。

◆介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 【加算率:12.20%】  
1ヵ月あたりの総単位数に介護職員処遇改善加算の率を掛けます。  
介護職員の処遇を改善する為に算定される加算です。

◆科学的介護推進体制加算 【40単位/月】  
厚生労働省に対し、入居者様の定められた情報を提供した際に算定される加算です。

◆個別機能訓練加算 (Ⅰ) 【12単位/1日当り】  
機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に算定される加算です。

◆生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 【10単位/月】  
介護現場において、介護ロボットやICT等のテクノロジー活用に対する加算です。

◆サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 【6単位/1日当り】  
以下のいずれかに該当  
①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上

◆協力医療機関連携加算 【100単位/1ヵ月当り】  
協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。「入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している」「高齢者施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している」場合に100単位、それ以外の場合は40単位

(都度対象時に算定される加算)

◆退院・退所時連携加算 【30単位/1日当り】 ※入居から30日以内に限る ※要介護者のみ算定  
医療機関、老人福祉施設等から入居した場合に算定される加算です。  
(入居後、30日を超える入院・入所後に再び入居した場合も同様)

◆退居時情報提供加算 【250単位/1回】 (入院時医療機関への情報提供時に算定)

◆高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) 【5単位/月】  
施設内で感染者が発生した場合に医療機関と連携し、施設内で感染者の療養を行うことや他の入所者への感染拡大防止対策時に算定される加算

◆新興感染症等施設療養費 【240単位/1日当り】 (月に1回、連続する5日を限度に算定)  
施設内で感染した入居者の療養を行った場合に算定。対象の感染症は今後のパンデミック発生時に指定される。

◆看取り介護加算 (Ⅰ) (単位/1日当り) ※要介護が対象

死亡日45日前-31日前	死亡日30日前-4日前	死亡日前日・前々日	死亡日
72	144	680	1280

実際に対象となった際に算定される加算です。

★介護保険自己負担額について  
介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

★2024.6.1介護報酬改定に伴う自己負担額の目安 (介護職員等処遇改善加算Ⅱ算定時)

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2
1割負担	¥ 7,433	¥ 11,927	¥ 19,843	¥ 22,159
2割負担	¥ 14,866	¥ 23,854	¥ 39,686	¥ 44,318
3割負担	¥ 22,299	¥ 35,781	¥ 59,529	¥ 66,477
介護度	要介護3	要介護4	要介護5	
1割負担	¥ 24,579	¥ 26,826	¥ 29,211	介護保険自己負担額の負担割合別、介護度別の自己負担額を30日計算したものです。あくまで金額は目安となっております。
2割負担	¥ 49,158	¥ 53,652	¥ 58,422	
3割負担	¥ 73,737	¥ 80,478	¥ 87,633	